

慶弔金見舞金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、従業員ならびにその家族の慶弔、被災および従業員の疾病等の際しての祝金、弔慰金、見舞金等の支給について定める。

(種 類)

第 2 条 前条の給付の種類は次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 災害見舞金

(受給手続)

第 3 条 従業員が、本規程により慶弔見舞金の支給を受けようとするときは、所属長を経由して「慶弔金・見舞金支給申請書」を会社に提出しなければならない。

(結婚祝金)

第 4 条 従業員が結婚した場合は、次のとおり祝金を支給する。ただし従業員同士が結婚した場合は、おのおのに支給する。

- (1) 勤続 2 年未満 5,000 円
- (2) 勤続 2 年以上 5 年未満 10,000 円
- (3) 勤続 5 年以上 30,000 円

2 すでに前項の祝金を受けたことがある場合には、各号の半額を支給する。

3 従業員の子が結婚した場合は、次のとおり祝金を支給する。

一律 20,000 円

(出産祝金)

第 5 条 従業員またはその配偶者が出産した場合は、次のとおり祝金を支給する。

- (1) 従業員 (本人) 20,000 円
- (2) 配偶者 10,000 円

(弔 慰 金)

第 6 条 従業員またはその家族が死亡したときは、次のとおり弔慰金を支給するとともに生花を供える。

(1) 本人

- ① 業務上の死亡 100,000 円 生花一對
- ② 業務外の死亡 50,000 円 生花一對

(2) 家族

- ① 配偶者 30,000 円 生花一對
- ② 子女および父母 20,000 円 生花一對
- ③ 兄弟姉妹、祖父母、義父母 10,000 円

本人喪主の場合に限り 生花一對

(傷病見舞金)

第 7 条 従業員が傷病により医師の診断に基づいて、療養のため休業する場合は、次のとおり見舞金を支給する。ただし、期間は暦日とする。

(1) 業務上の傷病

- ① 休業1週間以上のとき 5,000 円
- ② 休業1か月以上3か月以下のとき 20,000 円
- ③ 休業3か月を超えるとき
4か月目以降の1か月につき 15,000 円

(2) 業務外の傷病（通勤災害を含む。）

- ① 休業1週間以上のとき 3,000 円
- ② 休業1か月以上3か月以下のとき 10,000 円
- ③ 休業3か月を超えるとき
4か月目以降の1か月につき 8,000 円

2 前項各号の支給の時期は、それぞれの期間経過後5日以内とし、併給する。

(災害見舞金)

第 8 条 従業員の住居が被災し損害を被った場合は、次のとおり見舞金を支給する。ただし見舞金の額は本人が世帯主の場合とし、世帯主でないときはそれぞれ半額とする。

- (1) 全壊、全焼、流失のとき 100,000 円
- (2) 半壊、半焼、一部流失 50,000 円
- (3) 一部損壊、一部焼失、床上浸水 20,000 円

2 同一世帯に2人以上の従業員がいる場合は、上位者1人に対して支給する。

この規定は平成22年4月1日より施行する。

年 月 日

理事長 殿

所 属
氏 名

慶弔金・見舞金支給申請書

下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請事由

2. 事由発生日

年 月 日

3. その他

理事長	事務局長	係

以 上

事務局処理欄

1. 支給額 円

2. 祝電・弔電手配 / 済 3. 生花手配 / 済

4. その他

理事長	事務局長	係

受 領 証

上記 金

円 確かに受領いたしました。

年 月 日

氏 名 _____ ㊟